

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年2月15日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求をした（この請求を以下「本件請求」といい、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。）。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

県が表土の平均厚さ及び最大厚さの定量的な値を選んだ根拠となる行政文書を開示請求します。

（注：県は斜面の表土厚さを実測していないにもかかわらず基礎調査調書の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さ欄に定量的な値を記載している。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年3月28日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年4月2日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県が表土の平均厚さ及び最大厚さの定量的な値を選んだ根拠となる行政文書は、作成または取得していないとの理由で行政文書不存在としている。

しかし、平成18年度以降の基礎調査調書記載の表土の平均厚さおよび最大厚さは、すべて最大厚さが平均厚さのちょうど2倍となっており、表土の厚さがガウス分布にしたがっているとしたときのちょうど2倍になる確率0.14%を大幅に超えて100%となっている。

このことは、基礎調査調書に記載の表土の平均厚さおよび最大厚さの数値は捏造されたものである恐れが強い。万一、県の行政文書に捏造された値が含まれているとすると重大な問題であるので審査請求する。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 県は、表土厚さを実測によらず主に目視で確認し、総合的に判断したおおむねの値の記載で足り得ることとしており、実測記録や記載の基準となる資料は存在しないとしている。

しかし、平成18年度以降の基礎調査調書記載の表土の平均厚さおよび最大厚さは、すべて最大厚さが平均厚さのちょうど2倍となっており、表土の厚さがガウス分布にしたがっているとしたとき最大厚さが平均厚さのちょうど2倍になる確率0.14%を大幅に超えて100%となっている。

このことは、基礎調査調書に記載の表土の平均厚さおよび最大厚さの数値は、意図をもって記載されており、捏造されたものである恐れが極めて強いことを示している。

万一、県の行政文書に捏造された値が含まれているとすると重大な問題である。

(2) 表土厚さは当該地区が、表層崩壊の土地であるのかを判断するうえで非常に重要な値であり、おおむねの値の記載で足り得るようなものではない。

すなわち文献によると、深層崩壊は岩盤が崩れる崩壊であるとされているのに対して表層崩壊は表土が崩れる崩壊であるとされている。表土が岩盤からはるかに離れており、当該地区が表層崩壊の土地であることを確認

することは土砂災害警戒区域指定に関する国交省告示第35号三の規定に該当するかどうかを判断する重要な根拠となる。

個人情報・情報公開審査会では、上記の2倍値の疑問や表層崩壊かどうかを判断するうえで表土厚さの確認が極めて重要である点を、十分に議論していただきたい。

- (3) 審査請求から弁明書発行までの時間が極めて長くかかっています。なぜ4か月超もの時間が必要なのでしょうか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、対象行政文書について、「県が基礎調査調書の様式－2（急）基礎調査調書（1/4）の「地質状況」の「表土の平均厚さ」及び「表土の最大厚さ」（以下「表土の厚さ」と総称する。）の欄について、定量的な値の記載に当たり、根拠とした実測記録や記載の基準となる資料」を求めているものと捉えた。

県が、表土の厚さの欄に定量的な値を記載する目的は、調査地区の概況を記録することであり、表土の厚さの欄に記載した値は、土砂災害警戒区域等の設定に影響を与えるものではないことから、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を実測によらず主に目視で確認し、総合的に判断したおおむねの値の記載で足り得ることとしており、実測記録や記載の基準となる資料は存在しない。

よって、実施機関では対象行政文書を作成・保有していないことから、不開示（不存在）とした。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、県が表土の厚さの定量的な値を選んだ根拠となる行政文書の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、基礎調査調書の表土の厚さの欄に定量的な値を記載する目的は、調査地区の概況を記録することであり、表土の厚さの欄に記載した値は、土砂災害警戒区域等の設定に影響を与えるものではない

ことから、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を実測によらず主に目視で確認し、総合的に判断したおおむねの値の記載で足り得ることとしており、記載に当たり、根拠とした実測記録や記載の基準となる資料は存在しないため、本件請求文書は作成又は取得していないとして、本件処分を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、本件請求文書がなければ、基礎調査調書に記載の表土の厚さの数値は捏造されたものである恐れが強く、万一、県の行政文書に捏造された値が含まれているとすると重大な問題であるため審査請求を行うとし、本件請求文書は存在する旨主張していると捉えられることから、以下、本件請求文書の存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査について、当審査会から実施機関に確認したところ、基礎調査調書の作成において、「地表の状況」欄を記載する目的は、調査地区の概況を記録することにあるとのことであった。

また、当該基礎調査を実施する都道府県では、その大半において、一般財団法人砂防フロンティア整備機構（以下「機構」という。）が作成した基礎調査調書様式を準用しており、この様式には、表土の厚さを記載する項目がないとのことであった。

これらのことから、基礎調査調書の「地表の状況」欄の記載に当たって、表土の厚さを記載することは一般的ではないことが認められる。

次に、実施機関は基礎調査調書の作成に当たって、機構の様式にはない表土の厚さを数値化して記載する項目を設けた独自様式を使用しているため、この点について確認したところ、表土の厚さについては、「厚い」や「薄い」など定性的な表現では、基礎調査調書を閲覧する第三者の主観に大きく左右されることが考えられるため、数値化して表すこととしているとのことであった。

また、表土の厚さの数値化に当たって実測していないことについて実施機関に確認したところ、「地表の状況」欄を記載する目的は、上記のとおり調査地区の概況を記録することであり、その内容は、地表が一般的にどのような

状況であるかということ把握できればよく、表土の厚さについては、現地踏査により植生状況等を主に目視で確認し、総合的に判断したおおむねの値を記載することで足り、基礎調査の委託先業者に対して実測することや記載の基準となる資料を作成することは求めていないとのことであった。

さらに、現地踏査により植生状況等を主に目視で確認し、総合的に判断したおおむねの値を記載するとの上記手法は画一的なものではなく、調査箇所の地表の状況や調査者の知見等により、表土の厚さとしておおむねの厚さを総合的に判断しているとのことであった。

加えて、土砂災害警戒区域等の設定に当たっては、「地表の状況」欄に記載した表土の厚さや、現地で実測した値を用いるのではなく、県内の既往災害資料から定めた値を適用しているとのことであった。

このことからすると、県の土砂災害警戒区域等の設定に当たってはこの「地表の状況」欄に記載した表土の厚さは用いておらず、土砂災害警戒区域等の設定に影響を与えるものではないことから、表土の厚さの値を記載するに当たり、実測記録や記載の基準となる資料を作成する必要はないとの実施機関の説明は不自然・不合理ではない。

また、法律及び施行令には、基礎調査の方法について定めがなく、実施機関においては、マニュアルにより基礎調査を行っているということであるため、審査会において、マニュアルを確認したところ、「地表の状況」欄の表土の厚さの定量的な値を選んだ根拠資料を作成することについて定めた記載はなかった。

さらに、土砂災害警戒区域等の設定に関する調査業務を受注する業者に示した仕様書を確認したところ、表土の厚さの定量的な値を選んだ根拠資料を作成することについて定めた記載はなかった。

そのほか、表土の厚さを記載するに当たって、具体的な測定方法を示した文書や参考にしている文献の有無について実施機関に確認したところ、そのような文書や文献はなく、上記のとおり、表土の厚さは、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を実測によらず主に目視で確認し、総合的に判断したおおむねの値を記載する手法により作成しているとのことであった。

加えて、上記手法について、表土の厚さの値を侵食痕跡、崩壊跡、植生状

況等各要素から判断する際の根拠資料やマニュアル等での定めは存在しないとのことであった。

これらのことを踏まえると、実施機関においては、表土の厚さの定量的な値を記載するに当たり、参考文献やマニュアル等での定めによらず、あくまで目視により、浸食痕跡、崩壊跡、植生状況等現地の状況を確認し、調査者の知見等に基づき、総合的に判断した概算値を記載しており、実測記録や判断の基準となる資料は作成されていないものと認められる。

したがって、県が表土の厚さの定量的な値を選んだ根拠となる行政文書は存在しないとの実施機関の説明には特段、不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

以上から、実施機関が本件請求文書を不存在としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年11月15日	・ 諮問を受けた。
令和7年4月24日 (令和7年度第1回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年5月29日 (令和7年度第2回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年6月26日 (令和7年度第3回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年7月31日 (令和7年度第4回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

岩 本 瑞 穂	弁護士
門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 (部 会 長)	近畿大学准教授